



●総括質疑

新BOP学童クラブ運営について

◆福田たえ美 委員 これより公明党の総括質疑を行ってまいります。

まず初めに、新BOP学童クラブ時間延長について伺ってまいります。

我が党が平成二十九年の第三回定例会代表質問で取り上げて以降、何度となく質問で取り上げてまいりました。社会の働き方が変わることが何よりも大切ですが、現状においては、保育園に子どもを通わせる親が、卒園後の学童保育時間が保育園の保育時間よりも短くなる大きな負担になっています。さらに、働く家庭が増えたことで地域の目が減り、最近では小さい子を狙った事件が多いことも、子を持つ親の心配事を増大させています。

そんな区民の声に応える体制づくりとして、今月より時間延長モデル事業を五校スタートしました。速やかに時間延長を全校実施で行うためにも、モデル事業で効果的な検証と課題解決へとつなげる道筋が重要です。保護者の就労と学童クラブの時間延長は密接な関係であります。職場での調整を行う必要もあります。

そこで、来年四月から全校での実施を決定し、保護者が申込みの判断ができるよう早期に周知をすべきですが、区の見解を伺います。

◎柳澤 子ども・若者部長 十月から再開した新BOP学童クラブの時間延長モデル事業でございますが、これまでの月ぎめ利用に加えまして、保護者の多様な働き方などに合わせて時間延長が必要なときに利用できるように、新たに日ぎめのスポット利用というのを実施してございます。

全校実施に向けましては、新たなスポット利用などのこういったことが、モデル事業の利用状況、それから実施方法などの課題を検証させていただいて、子ども、保護者の意見や感想も把握し、実施体制や内容についても改善に取り組んだ上で、年内に具体的な道筋を示すこととしてございます。保護者への周知につきましては、保護者の就労状況に合わせて、延長についても利用の御検討をいただけるようにするということと、放課後の過ごし方についても、お子さんとお話ししていただいて、延長の制度を利用いただけるよう適切に行っていききたいと考えてございます。

◆福田たえ美 委員 すみませんが、ここで保坂区長の御意見も少しお伺いしたいと思っているんですが、今の部長の御答弁では、適切な準備期間を設けたスケジュールというふうにお答えをなさっておりました。今まで何度となくアンケート実施や検討を繰り返し行い、十分な時間を要してきております。今まさに物価高騰が子育て世帯に直撃をしています。時間延長を民間学童で過ごす御家庭は高額な費用を支払わざるを得ない状況に、区は何も手を差し伸べてくれないのかと悲鳴にも近い区民の声が届いています。この時間延長

令和4年9月 決算特別委員会 質疑 福田たえ美
令和4年10月4日



に関しては、今こそ全校において来年四月からスタートをするという決意をすべきであり
ますが、今、決断を下さなくていつ決断をするのかという思いでございますが、区長の御
決意をお聞きしたいと思います。

◎保坂 区長 まずアンケートについては、新型コロナウイルスが始まる前に一旦、試行
しまして、そこで一回様子を見るということにしましたが、新型コロナウイルスの影響が
非常に色濃く出ている今日にあっては、時間延長をするべきであるという決断をしまして、
今、所管課のほうでもそれに向けた準備をしているものと捉えております。できるだけ、
これは準備を急いでも、しっかり揺らぎなく継続できるようなものにしないといけないの
で、この点はしっかり積み上げた上で、なるべく急ぐように指示をしてみたいと思
います。

◆福田たえ美 委員 ありがとうございます。

区は、新BOP学童クラブに緊急かつ重要な課題として掲げたのが狭隘化と大規模化、
ニーズの多様化にしっかりと取り組むとしていますが、同時進行で進めていくなれば、人
材確保と併せて質の確保は重要な視点になります。

現在、新BOP職員は、職員百二十二名、会計年度任用職員が六時間勤務が四百四十二
名、その他六時間未満勤務が約二百三十名と伺いました。職員と会計年度職員の割合は約
一対六、この構成で十分に業務が遂行できるのか、また、人材育成のための研修など十分
に行う時間が確保できるのか、甚だ疑問でもあります。

今回、区から示していただいた勤続年数の割合を見ますと、三年以上四年未満が一八・
三六%、四年以上五年未満は一六・一二%と構成割合が一番多い勤続年数になっておりま
す。この五年以上を過ぎてしまいますと激減をし、四%台になってまいります。経験を重
ねて育成をしてきた人材が五年以上とどまる工夫がなければ、一向に安定した人材の確保
になりません。杉並区では、学童クラブが子どもや保護者に信頼されて安定した運営を可
能にするために、学童クラブの民間委託を行っております。民間委託ガイドラインを作成
し、質の確保にも取り組んでおられます。

時間延長には、職員の配置が重要です。会計年度任用職員が主で運営をしている中での
配置や人材の育成が困難と考えますが、民間委託によって人材の確保もできる体制を整え
るべきですが、区の見解を伺います。

◎柳澤 子ども・若者部長 新BOP学童クラブは、登録児童や配慮を要する児童の増加
に伴いまして、必要な指導員の人員も増加しており、人材の確保が困難な状況の下、短時
間指導員や大学生などのプレイングパートナーも活用し、運営しております。

指導員の公募については、「区のおしらせ」、ホームページのほか、区内の大学などへの
求人情報の提供ですとか、求人情報を扱っている企業などへの委託もしまして、広く人材

確保に努めてございます。また、新BOPにおいては、プレイングパートナーが経験を積み、その上で指導員になっていくといったケースもございます。職場内での育成も行ってございます。さらに、雇用更新の上限撤廃による安定的、継続的な雇用環境の確保ですとか、会計年度任用職員制度導入時に期末手当の支給を行うなどの処遇改善も行ってまいりました。時間延長の実施に当たっても、安全に安定した運用をするため十分な人材が必要ですが、新たな人材確保に加えて、現在、勤務している指導員が引き続き勤務できるよう、離職防止といったことも含めながら、様々な手法を用いて必要な人員の確保に取り組んでございます。

新BOP学童クラブの運営については、配慮が必要な児童や支援が必要な家庭の見守り、そういった支援を積極的に行うなど、セーフティーネットの役割を果たすため、区の職員が担い、今後、誘導予定の民設民営の放課後児童クラブと連携して、児童、保護者のニーズに合った支援が行えるよう取り組んでまいります。

◆福田たえ美 委員 時間延長にあつては、今御答弁にありました安全に安定しての運営の必要性とおっしゃっておりました。まさに今、早急に検討していくことは、経験を積んだ指導員の離職防止になります。決定的な策を講じられなければ、民間委託も視野に入れて安定した運営を確実に進めていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策について

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策について伺ってまいります。

これまで医療機関が全ての陽性者の氏名や住所、電話番号などを記入して保健所に提出をする発生届というものを行っていましたが、新型コロナ感染症の全数把握を簡略化し、詳しい報告の対象を重症化リスクが高い人に限定するといった運用に九月二十六日から全国一律で始まりました。発生届の対象というのが六十五歳以上、もしくは入院を要する人、もしくは重症化リスクがあり、コロナ治療薬や酸素投与が必要と医師が判断した人、もしくは妊婦というふうに絞り込みました。これ以外の人に関しては、年代と総数の報告ということになります。この発生届の対象となる人については、これまでどおり医療機関から詳細な発生届が保健所に提出をされ、都道府県にも報告をされますので、健康観察も従来どおり行われます。しかし、この発生届の対象外となる人は、大きく変更点があります。これが医療機関や、もしくは検査キットで御自身で検査を行って陽性と分かった時点で、自主的に東京都の陽性者登録センターに登録をして、初めて健康観察や配食、パルスオキシメーターの貸与、宿泊療養施設に申し込むといったことになってまいります。

自分で行うこの東京都陽性者登録センターというのが大変一苦勞をいたします。私も確認をしてみました。登録を行うのにはまず二つ。一つには、本人確認書類の写真と陽性確認の写真、ここにも課題がございます。本人確認の書類の写真については、運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証の写真を添付するというふうになっておりますが、この

令和4年9月 決算特別委員会 質疑 福田たえ美
令和4年10月4日



個人情報間違えて、マスクングをしないで撮影をして送ってしまうと、不備ということで審査が遅れるというふうになっておりました。また、陽性確認の写真ということですが、医療機関を受診した人であれば、陽性の診断書類が写真となりますが、自分で検査を行った場合の検査キットというところにも課題があります。インターネットで多く流通をしている研究用の検査キットでの陽性というのは対象外であるというのがよく読まないと分からないところに書かれておりました。あくまでも体外診断用医薬品か、もしくは一般用医薬品として国に承認をされた検査キットに限って発生届ができるということになっております。まずは最初にこの登録が進まなければ、この後の健康観察やパルスオキシメーターなどを借りるということもできないということで、何段階もの手続が必要になっております。

届出対象外の人だとしても、発熱をして体調が崩れている中で、この複数の段階を経る手続を自身で行うことは容易ではないと考えます。煩雑な手続のため、登録をしないままの人も出てくると予測できます。このような軽症者とされていた人が重症化をした場合に、速やかに医療機関で受診できる体制が整えられるかがまた一つの課題となります。発症日や感染の有無といった基本的な登録情報のない人が重症化をし、支援が必要となったときは、一から情報の確認をするところから必要となり、現場も、また患者本人にとっても大きな負担となってまいります。

そこで、届出対象外の人確実にサポートを受けるために、東京都陽性者登録センターへの申込みを自身で行うことと併せて、登録方法の注意事項も併せた事前の周知が重要だと考えます。「区のおしらせ」やエフエム世田谷などをフルに活用して周知を徹底すべきと考えますが、区の見解を伺います。

◎向山 世田谷保健所長 お話しのごさいました先月、令和四年九月二十六日から新型コロナウイルス感染症の発生届出の対象が限定されたことによりまして、届出対象外の方が健康観察や配食、パルスオキシメーターの貸与、宿泊療養等を希望する場合は、東京都陽性者登録センターへの登録が必要となります。

東京都の陽性者登録センターに申込みをされた方は、ハースという新型コロナのいわゆる情報管理システムにも登録されることとなり、保健所でも情報の把握が可能となります。また、体調悪化時などに際しても即座に対応できるようにするためにも、区は東京都陽性者登録センターへの登録は非常に重要であるというふうに考えております。

現在、検査、診断を行う医療機関におきまして療養に必要な情報を記載した案内チラシを配布するとともに、区ホームページにおいても、情報の掲載のみならずメッセージ動画を配信するなど、陽性者登録センターへの登録を促しているところでございます。引き続き区民の方の的確に情報が行き渡るよう、「区のおしらせ」やエフエム世田谷、区のスマートフォン用アプリを利用する等、周知啓発に努めてまいります。

◆福田たえ美 委員 しっかりと事前の周知が、いざ熱が出て、発熱をしたときなどにも、

令和4年9月 決算特別委員会 質疑 福田たえ美
令和4年10月4日



本当に落ち着いて対応ができると思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。あと、区では検査キットの配布を行っています。この配布先においても、検査キットでの陽性時の自主登録を速やかに行えるように、キットを配布している先にも事前周知をしっかりと行うべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

◎向山 世田谷保健所長 先ほど申し上げましたSNSなどによる周知に併せて、区で検査キットを配布している施設に対してもしっかり情報が伝わるよう、関係部署とも連携しながら周知に努めてまいります。

◆福田たえ美 委員 続きまして、第八波への備えということで伺ってまいりたいと思います。

第七波は、七月二十七日に一日の陽性者数がピークの三千四百五人で、発熱外来の予約が取れないといった不安の声が多く届きました。この冬に予測をされる第八波は、南半球のオーストラリアでインフルエンザ患者が急増したことから、同時流行するツインデミックの心配がされています。この点に関して、ここ二年間と大きく異なっております。既に今年に入って都内の公立学校でインフルエンザによる学年閉鎖や学級閉鎖などが行われたということは、二〇二〇年三月初旬以降、およそ二年ぶりになります。インフルエンザの流行が二シーズンにわたりなかったということから、乳幼児らを中心に免疫を十分に持っていない人も増えています。十五歳未満では、重症化や死亡のリスクがコロナよりもインフルエンザのほうが高いと想定されていることから、高齢者のみならず、子どもたちへの発熱外来にも十分な対応整備が必要です。

ツインデミックが予測される第八波へは、発熱外来の逼迫を予測した従来以上の準備が必要です。区民が発熱などの症状を有したときに、時期を逸せず受診できる体制の確保を余念なく行うべきです。年末年始を含め、第八波に向けてオンライン診療体制の確保も確実に進めていくべきですが、区の見解を伺います。

◎有馬 保健福祉政策部次長 年末年始を含む第八波につきましては、新型コロナウイルス感染症のみならず、インフルエンザとの同時流行が想定されます。現在の制度では、患者がインフルエンザの検査を自分で実施することができないことから、発熱患者の多くは医療機関の受診を選択する可能性が高く、今般の第七波と同等か、それ以上の医療機関の逼迫が懸念されております。また、インフルエンザの傾向としましては、感染者の半数以上は子どもであることから、医療機関におきましても、特に小児対応の医療機関が逼迫する可能性が高いことが想定されます。

以上を踏まえますと、区としましては、第七波に引き続き、重症化リスクの高い方や医療介入の必要な方が救急、地域医療を受診できるよう、御指摘の医療機関によるオンライン診療体制のほか、対面診療の拡充を含め、両医師会をはじめ、関係機関との協議を既に

始めているところでございます。

◆福田たえ美 委員 とにかく時期を逸することがなくというのが一番ポイントになりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

交通不便地域の対策について

では、最後に、交通不便地域の対策について伺ってまいりたいと思います。

交通不便地域に関しましては、令和元年十一月の政策会議において、重点検討地域として十地区を設定いたしました。設定された十地区を先行検討している砧地区の検証が、この後の交通不便地域解消を牽引する役割に位置づけられています。ところが、砧地区での検討は平成二十九年からスタートしていますが、いまだ具体的な導入に至っていません。砧地区で令和五年五月から実証運行を十か月かけて行ってから、継続の可否を判断することです。時間がかかり過ぎた上に、運行の可否を後延ばしされる不安は否めません。

砧モデル地区での導入検討を重ねる中で、メインターゲットを高齢者というふうに位置づけております。私のもとに届く区民の声も、バス路線の廃止をされた地域や移動に不便を感じる地域での地域の足が欲しいとの声は、高齢者の方からの御相談が多くあります。であるならば、高齢社会を支える大きな基盤としての地区の足を守るとの観点で、速度を上げて検討実施をしていくべきです。高齢者の方の一年一年の体の変化は大変大きいです。砧のモデル事業は平成二十九年から開始をされましたが、いまだ道筋が明確になっていません。さらに十か月の実証実験を行ってから検討することですが、十分の時間をかけてきております。期間を短縮して早期実現に向かっていけないのでしょうか、区の見解を伺います。

◎青木 道路・交通計画部長 砧モデル地区におきましては、ワゴン車を活用したコミュニティ交通の導入に向けて、地元町会や商店街を含む地域の方々との検討をこれまで重ねてまいりました。

この間、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための外出自粛も続き、こうした中で実証実験を行うのではなく、平時に近い条件の下で継続運行の可否を判断する必要から、検証を進めることができないというような状況が続いていたところでございます。

先般、実証運行における運行形態を、区といたしましては初めての試みとなるデマンド型交通とし、令和五年度から実証運行を行うことといたしましたが、収支を含めた課題を分析し、より効果的な運行としていくためには、地域への周知ですとか、一定の試行期間が必要なものというふうに考えてございます。

区といたしましては、砧モデル地区における実証運行を通じて、高齢者の外出促進をはじめとする多様な効果などの実態把握に努めるとともに、取組の有効性を確認し、デマンド型交通導入の検討を進めてまいります。



◆福田たえ美 委員 今、私は期間を短縮してほしいということをお聞きしているんですけども、全くそのような答弁ではなく、また時間がかかるような感覚を受けてしまいました。一層進む高齢社会という中で、健康寿命の延伸が大きなテーマになっております。生活の最低限は、今現在は保証されている時代かもしれませんが、人生を豊かに過ごしていただきたいという考えがあります。先日も、車椅子生活になった高齢者の方から、介助なしで自分の希望する時間に自分の力で移動したい、これこそ自分の尊厳が守られていると感じるとお話をされていました。私はこの言葉に改めてはっと気づき、一人の人の尊厳を守るために、体が変化したとしても、その人の意思を尊重できる社会の構築の重要性を感じました。年齢や健康上の理由で運転免許を返納せざるを得なくなる状況を見ると、車の運転をしない代わりに、通院や買物のために町へ出かけられるよう、十分な交通網と移動手段を確保する必要があります。

これらを考えると、地域の実情に合った交通網を確立することは、高齢者の生活の質、QOLの向上、また、人権保障につながる最重要課題の一つと言えるのではないのでしょうか。横浜市では、地域交通サポート事業により、市内に複数ある交通不便地域を同時に解決していく仕組みづくりを行っています。坂道が多い横浜市では、駅から離れた住宅地や駅徒歩圏でも山坂の多い地区などで、通院、買物など様々な目的での移動や、高齢化による交通手段確保を目的に、地域の方々が地域まちづくり条例に基づきグループ登録を行います。グループを中心に、地域の主体的な取組によって、移動手段の確保や持続可能な運行がスムーズに進むよう行政が支援を行う事業です。これによって、市内で複数の地域で同時に交通不便地域の検討、そして、本格運行がなされています。

交通不便地域に設定された十地域においては、高齢化の速度と併せて交通不便の実感が加速をしています。交通不便地域解消について速度を上げて行うべきであります。横浜市のように、同時に複数の地域の検討を行い、解消に向けてスピード感を持って行うべきですが、まずはこのタイムスケジュールについてどのように考えているのか、区の見解を伺います。

◎青木 道路・交通計画部長 区では、区内に点在する公共交通不便地域について、人口特性ですとか、坂道などの地理的条件等の視点でそれぞれ精査をし、より対策が困難な十地区を重点検討地域に設定し、検討が先行していた砦モデル地区をファーストステップといたしまして、コミュニティー交通導入の検討を進めてまいりました。まずは砦地区においてデマンド型交通による実証運行を実施し、ワゴン車を活用したコミュニティー交通の利用実態を把握し、他の地域への展開の可能性も含めて検証することといたします。

今後の他地域への拡大に当たりましては、砦モデル地区での運行開始後の十か月程度の実績を検証し、取組の課題や有効性などを確認しながら、他地域への導入方策についても併せて検討してまいります。

◆福田たえ美 委員 先ほど十か月の実証実験が長いのではないかというふうにお話をさせていただきましたが、もしこの実証実験が十か月でしっかりとしたものが確立をされて、そこから波及的に残りの九地区に広がっていくような形であるのであれば長いとは感じませんが、もしこの砦が終わってからまた一地区ずつ、一地区ずつとやっていたら、十年、二十年、三十年とかかかってしまうのではないかという心配があります。ですので、ここは早急に対応していけるようなことも一緒に併せて、ぜひとも検討して、動いていただきたいと思います。

交通不便地域解消には、何よりも運行事業者の参入が重要になってまいります。民間事業者が持続可能な運営を行い、事業を継続できることも区民が一番望むことであります。税金を導入せずとも継続できる可能性は、利用者を増やせるルート、また、周知など工夫が必要になってまいります。現在は交通不便地域を町レベルで見っていますが、それでは運行を継続するだけの収支は見込めないと思います。区民ニーズの把握と、そして利便性向上に向け、区の地域振興課、また、福祉などとの連携で情報を収集し、町を超えた交通不便地域解消に向けて取り組むべきと考えます。交通不便地域への対策について、収益面も考えて、町レベルを超えて、地区、また近隣地区も含めて利用エリアを拡充すべきですが、区の見解を伺います。

◎青木 道路・交通計画部長 砦モデル地区において実証運行を予定しているデマンド型交通は、運行エリアを設定し、そのエリア内の乗降地点間を利用者の予約に応じて運行するものでございます。運行エリアの設定に当たりましては、現在、既存の公共交通の状況や地形、道路、また、施設の立地等を踏まえつつ、地域住民の移動需要に応じた設定を行うことが重要になると考えております。

区といたしましては、地域の実情を把握し、移動需要や収支を考慮に入れ、隣接地も含め、利便性が最大限発揮できるようなエリアを検討し、持続可能となる地域に即したコミュニティ交通の導入を目指してまいります。

◆福田たえ美 委員 私からの質問を終わり、佐藤委員に代わります。